

「専門学校生への 効果的な経済支援の 在り方に関する 実証研究事業」 について

[講師] 文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 専門職

田口 大介

[講演] 平成28年9月28日 文部科学省／専修学校教育研究協議会
(東京・文部科学省)

※肩書きは当時のもの

平成 27 年度より実施しております「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」について、事業実施の経緯、事業の概要、現在の実施状況についてご紹介いたします。

事業実施の経緯

これまで専門学校生への授業料減免等の経済的支援に対しては、国からの支援は行われておりませんでした。最近の調査によると専門学校生は大学生と比べても経済的に非常に苦しい方の割合が高いということが分かってきました。

具体的には、専門学校生の約 2 割については年間世帯収入が 300 万円未満となっていること、学生個人の収入状況を見ても、「家庭からの給付」、つまり保護者による学費の支払いや、いわゆる仕送り、お小遣い等をもっている金額の割合が、大学生は収入の 6 割を占めているのに対して、専門学校生の場合は奨学金やアルバイト、定職収入など、自らの負担による割合が 5 割以上となっていることがあげられます。

そのため、授業料や生活費の支払い方法の状況を見ると世帯年収 300 万円未満の専門学校生については、4 人に 1 人の学生が授業料と生活費の両方を学生本人が負担しており、授業料、もしくは生活費どちらかいずれかのみを本人が負担している割合も含めると、約 6 割に上ります。

このような経済的に厳しい状況のため、様々な面で修学に無理が生じる専門学校生は多く、中退者の状況をみると、おおよそ年間 3 万人もの学生が中退をしており、その中でも 10% 程度は経済的理由によるものです。つまり年間約 3,000 人の方は本来であれば修学を希望しているにもかかわらず、経済的理由によって中退しています。

本事業は、こういった状況の改善を目指し、専門学校生への今後の支援の在り方を総合的に

検討するためスタートしました。

事業の概要

今後の支援策について総合的な検討を行う上で、まずは実際に経済的支援を含む修学支援を実施するとともに、その効果をしっかりと検証することが本事業のねらいです。

事業の仕組みとしては、2 つの委託の流れによって構成されています。1 つは都道府県において実際に修学支援を行っていただくこと、もう 1 つは調査研究機関において都道府県により行われた修学支援の効果をアンケート調査等により分析するものです。

まず、都道府県による修学支援についてご説明いたします。都道府県には二つの支援メニューを行っていただきます。

1 つ目は修学支援アドバイザーによる助言です。本メニューはファイナンシャルプランナー等の専門家を都道府県に配置いただき、専門学校生に対して、奨学金情報の提供や奨学金の返済計画、または家計不安等の解消のための相談などの人的なサポートを行う支援です。事業をスタートするにあたり、専門学校生から「奨学金の制度がよくわからない」といった声が上がっておりました。そのため、ただ経済的支援のみを実施するのではなく、人的な支援も同時に実施することといたしました。なお、平成 27 年度は学生に対するアドバイスを基本としておりましたが、各学校の教職員から学生のために財政的な知識を身に付けたいという要望があったため、平成 28 年度からは、学校の教職員向けのセミナーなどにも修学支援アドバイザーを講師として活用できることとしております。もし各学校からご要望があれば各都道府県でも実施を検討いただければと思います。

具体的な経済的支援の内容

二つ目は学生に対する経済的支援です。経済

的支援、つまりメインとなる金銭的支援のメニューについてご説明いたします。

支援を行う上での要件ですが、学生に対する要件、学生が在学する学校に対する要件と2つの要件を設定しております。学生に対する要件については、支援対象として生活保護世帯や市区町村民税もしくは所得税が非課税の方を基本としています。一方でこうした要件だけでは保護者の会社の倒産や病気等の経済状況の急激な変化に対応できない場合も出てくるため、家計急変を1つの要件として支援対象とするようにしております。(下記要件のとおり)

- (1) 生活保護世帯の生徒
(世帯年収約 250 万円未満程度)
- (2) 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
(世帯年収約 270 万円未満程度)
- (3) 所得税非課税世帯の生徒
(世帯年収約 330 万円未満程度)
- (4) 保護者等の倒産、失職などにより
家計が急変した世帯の生徒

※年収額は目安であり、家族構成や居住地によって変動があります。

※都道府県によっては要件が異なる場合があります。

学生が在籍する専門学校に関する要件については、まず、私立の専門学校であることです。専門学校の9割が私立であり、最も学費負担が大きいのが私立であることが前提になっています。

次に、学校自身が学生の経済的理由による授業料減免を実施していることです。これは他の学校種の授業料減免に対する支援と同様に、まず一義的には学校による支援を行っていただくことを求めているためです。

さらに一定の情報公開の実施です。具体的に公開を求める内容ですが、1. 授業料等の学費や学校が実施する経済的支援の内容、2. 学校の財務に関する書類、3. 自己評価の実施内容、を公表していただきます。

具体的な支援金額についてご説明します。本事業による国からの支援額については、学校が実施した授業料減免額の1/2の金額を学生に対して上乗せして支援します。例えば、学校が20万円を支援したのであれば、国は10万円を学生に対して支援することになります。

ただし、限られた予算の中で多くの学生に対して支援を行うため、支援額は授業料の1/4までと上限額を設定させていただいております。

また、支援の教育的効果を明確に計るため、下限額も設定しております。具体の金額ですが、平成27年度までは、学生一人に対して学校の減免額20万円を国事業の支援対象とする下限として設定しておりました。一方で、元々授業料を低く設定している学校からは一律に20万円の減免を求められても経済的な負担が厳しく事業に参加できない、という声をいただいたことから、平成28年度は授業料が60万円未満の学校については、授業料の1/3の金額まで下限額を緩和させていただきました。なぜ、1/3かということですが、学校が1/3の支援、その1/2である1/6を国から上乗せして支援すると、学生にとっては、授業料の1/2、つまり半額減免されるという状況が生まれるためです。元々の20万円の下限額についても、専門学校の授業料平均額60万円の1/3という形で設定させていただいたものです。

実証研究事業としての効果検証

ここまで、都道府県に実施していただく修学支援についてご説明いたしました。ここからは調査研究機関に委託をする効果検証の部分についてご説明いたします。

調査研究機関は都道府県を通じて行った支援の効果を検証するために、各都道府県、各学校、支援を受けた学生、その他の学生に対してそれぞれアンケート調査を行います。

この事業は実証研究という性質上、本アンケート調査の結果分析が非常に重要になります。

各都道府県各学校におかれましては回答にご協力をお願いいたします。また、昨年度は、年度末になっても支援金を受けとっていないという学生が相当数いらっしゃったことから、効果検証が難しかったこともありました。つきましては、各都道府県や各学校の皆様におかれましては、可能な範囲で早めの支援をお願いいたします。

なお、平成 28 年度は支援を受けた卒業生が社会に出て参りますので、卒業生に対する調査を新たに行い、入学前から在学中、卒業後の状況を一括して検証することを予定しております。

ここからは、事業の実施状況についてご説明します。平成 27 年度は、21 都道府県、93 校、344 名の学生にご協力をいただきました。一方で、平成 27 年度は事業初年度ということもあり、授業料減免制度の整備等国が定めた要件を満たすための準備が間に合わずに、事業に参加出来なかった学校も多かったと聞いています。未受託の都道府県からも未受託の理由としては県内で実施する学校がない、という声をいただいております。

では、平成 28 年度の状況はどうかというところですが、平成 28 年 9 月現在で 31 都道府県で実施される見込みです。今後の支援を検討していく上で、地域ごと一人ひとり、着実に支援対象者が増えていくということが重要になってきますので、各都道府県におかれましては、今後より一層のご協力をお願いしたいと思います。

今後の取り組みについて

平成 29 年度事業の実施に向けて、各都道府県の皆様におかれましては、本事業の情報を高校生及び高校の進路指導の先生等に対して積極的に提供していただけると幸いです。専門学校に行きたいけれども、お金がなくて修学を断念してきた生徒もいらっしゃると思います。そういった方の進学に寄与し、修学人数の増加にも

つながる効果があると思いますので、何卒ご協力よろしく申し上げます。

また、各学校の皆様にも本事業への参加・協力を改めてお願いいたします。本事業は、各学校における授業料減免の実施を要件としているため、一定の経済的なご負担をいただくことにはなりますが、経済的支援によって学生の中退を防ぐことができれば、中退によって授業料収入全額が失われるよりは学校の財政的にも好ましいのではないかと考えております。

現在、学生の経済的状況を要件とした減免は実施していなかったとしても、成績優秀者に対する減免は実施している学校もあると思います。このような場合には、支援の人数の総枠を増やさずとも、現在の支援人数の 1 人分でも経済的に厳しい学生に回していただければ、その方にも国からの支援が入ることになり、相当の数の方が救われることとなりますので、是非ご協力いただければと思います。

昨今、子供の貧困の問題が話題になっておりますが、経済的理由により修学を断念するということは学生本人にとってはもちろんのこと、地域や、学校にとっても非常に大きな損失につながります。国としても、今後も引き続き専門学校生への支援策を検討していきたいと思っておりますので、各都道府県、各学校の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

平成 28 年 9 月 28 日に開催された
平成 28 年度専修学校教育研究協議会における
講演をまとめたものです。